

浦 監 第 165 号
令和 5 年 7 月 26 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

令和 5 年度定期監査（財務部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項及び浦安市監査基準に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。なお、当該監査を行った委員は次のとおりです。

（実施対象：財政課、財産管理課、契約課、営繕課）

町 田 清 英 大 塚 修 平 西 川 嘉 純

（実施対象：市民税課、固定資産税課、収税課）

町 田 清 英 大 塚 修 平

令和5年度定期監査（財務部）の結果報告書

1 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年2月28日及び令和5年3月31日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

財務部

（財政課、財産管理課、契約課、営繕課、市民税課、固定資産税課、収税課）

3 監査の実施期間

令和5年3月20日から令和5年7月5日

4 監査の着眼点

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

5 監査の実施内容

予算及び事務の執行について、関係書類の審査、質問審査を行った。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

（1）財産管理課所管の市民が利用する際のコピー機使用料の釣銭について、会計管理者から釣銭として交付されておらず、釣銭としてコピー代金（10,000円）による対応を行っていた。コピー機使用料の釣銭について、浦安市会計事務規則等による適正な取扱いを行うよう改善されたい。

（指摘事項：財産管理課）

（2）事務処理上の軽易な誤り等があったことから、改善を求める。

（注意事項：全課）

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

勸 告：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなどで勧告にあたらないもの

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「勧告」、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。